

広島県告示第四百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定によつて、指定構造計算適合性判定機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十六年五月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

1 名称

株式会社建築構造センター

2 住所

東京都新宿区新宿二丁目一番二号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

2 変更内容

事務所	変更前	変更後
本社	東京都新宿区新宿二丁目一番二号 白鳥ビル二階	東京都新宿区新宿一丁目八番一号 大橋御苑駅ビル六階
長崎事務所	長崎県長崎市万才町六番三三号 高木ビル五〇一号	長崎県長崎市万才町三番四号 長崎ビル八階
沖縄事務所	沖縄県浦添市字城間三〇一九番地 座波建設ビル三〇八号室	沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号 沖縄県建設会館四階

3 変更年月日

平成二十六年五月二十六日